平成２５年（フ）第２３９号
愛知県西尾市上矢田町明伝１番地１　ハイネス早川Ⅱ202号室、前住所愛知県西尾市米津町宮東１番地11
債務者　永井フランクこと　ナガイ　フランク　サワダ
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１７号
埼玉県戸田市本町３丁目11番27―105号
債務者　松田　　出
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１８号
埼玉県戸田市本町３丁目11番27―105号
債務者　松田　華代
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６５８号
埼玉県加須市道地1380番地１　天沼団地１号棟103号室
債務者　正能　準一
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７３４号
さいたま市桜区大字下大久保23番地３　サンコウハイツ105号室
債務者　加藤　広勝
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７３８号
さいたま市大宮区天沼町１丁目10番地　榎本荘202号
債務者　峯地　　稔
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
埼玉県三郷市三郷１丁目19番地14
債務者　高橋　久雄
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
埼玉県川越市霞ケ関北５丁目12番地19　コーポ久保田102
債務者　長井　　薫
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６７号
千葉県大網白里市北吉田383番地12
債務者　長嶋真由美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８８号
千葉県大網白里市上谷新田408番地36
債務者　富田　修子（旧姓宇留間）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４０１号
札幌市白石区北郷８条３丁目３番20号
債務者　中川　晴美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５９号
札幌市西区平和２条３丁目５番５号
債務者　高橋　　寛
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５０号
札幌市西区発寒11条１丁目10番40号
債務者　鈴木　史織
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７０号
札幌市豊平区月寒東２条11丁目１番18―203号、住民票上の住所北海道深川市５条５番14号
債務者　佐々木理絵
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１８号
札幌市清田区真栄２条１丁目５番65号　真栄ガーデンヒルズＢ―106号
債務者　鎌倉　美幸（旧姓三田村）
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２５号
札幌市白石区本通５丁目北２番19号　第２和光荘102号
債務者　笹森　一禎
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９５２号
札幌市西区琴似３条５丁目２番２号　ハイツリラＢ―202号、住民票上の住所札幌市西区山の手１条５丁目４番10―403号
債務者　徳中　匡史
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部